

ご利用に関する約款

本約款は撮影を執り行う予定のお客様及び華雅苑 千葉店 さいたま店 新越谷店（以下「当スタジオ」といいます。）において、お客様のロケーション撮影およびスタジオ撮影（以下、合わせて「撮影」といいます。）を円滑に執り行うことを目的とするものです。

第1条（契約の成立）

お客様と弊社との間の本約款の内容にしたがった撮影実施契約（以下「本契約」といいます。）は、お客様が弊社指定の申込書に記載または弊社が指定した方法により本契約の申込みをし、弊社がそれを承諾（SNS、電話、メール等による場合も含まれます。）した時点で成立いたします。なお、特定商取引法及びその他の法令の定めるクーリングオフは、本契約には適用されません。

第2条（撮影に関する費用のお支払い）

- 1 お客様は弊社に対し、本契約に定める撮影プラン金額（以下「撮影費用」といいます。）を、撮影実施日に現金にてお支払いいただくものとします。
- 2 本契約で定めたもの以外に、アルバム等の購入が発生した場合、撮影実施日に現金またはクレジットカードでお支払いいただくか、撮影実施日から7日以内に弊社の発行する請求書にしたがい弊社口座に振り込む方法によりお支払いください。なお、振込手数料はお客様の負担とします（以下、同じとします。）。

第3条（手配物の確定）

お客様の撮影を実施するにあたって手配予定の一切のロケーション・スタジオ物品・サービス等（以下「手配物」といいます。）の内容は、弊社がお客様に対して手配物を確定した旨の通知をした日をもって最終確定とさせていただきます。

第4条（解約料）

- 1 お客様が、お客様の都合により本契約を解約される場合、以下の解約料を申し受けます。

| 撮影実施日より起算して | 解約料 |
|-------------|--------------------------|
| 30日以前 | 手配済みの実費のみ |
| 29日～20日前 | 本契約に定める撮影費用の30%及び手配済みの実費 |
| 19日～11日前 | 本契約に定める撮影費用の50%及び手配済みの実費 |
| 10日～2日前 | 本契約に定める撮影費用の75%及び手配済みの実費 |
| 前日～当日 | 本契約に定める撮影費用の100% |

- 2 お客様は、前項の解約料を、弊社による請求書発行日から起算して7日以内に弊社口座に振り込む方法によりお支払いください。
- 3 お客様が第1項の解約料を前項に定める日までにお支払いいただかなかつた場合、第18条に定める遅延損害金を申し受けます。

第5条（撮影実施日の変更）

- 1 お客様が、お客様の都合により撮影実施日を変更される場合、以下の変更料を申し受けます。この場合、変更の申出から1週間以内に、新たな撮影実施日の希望日を確定していただく必要があります。ただし、新たに希望する実施日は当初の撮影実施日から1か月以内の日にする必要がありますので、ご了承ください。

| 撮影実施日より起算して | 変更料 |
|-------------|--|
| 30日以前 | 手配済みの実費のみ |
| 29日～前日 | 本契約に定める撮影費用の15%及び手配済みの実費 ※雨天によるロケーション撮影が困難と判断される場合、前日17時までに実施可否についてご連絡ください。なお、雨天を理由とする変更で、撮影実施日の前日にご連絡いただいた場合、ロケーション撮影のときのみ変更料はいただきません。 |
| 当日 | 本契約に定める撮影費用の50%及び手配済みの実費 |

- 2 お客様は、前項の変更料を、変更後の撮影実施日（ただし、当初の撮影実施日から1か月以内に撮影実施しなかった場合には、当初の撮影実施日の1か月後にあたる日）に、撮影費用と合算して現金にてお支払いください。
- 3 お客様が第1項の変更料を前項に定める日までにお支払いいただけなかった場合、第18条に定める遅延損害金を申し受けます。
- 4 第1項の変更の申出があり、かつ、お客様より新たな撮影実施日の希望日の指定があった場合、弊社は、お客様と協議のうえ、新たに撮影実施日を定めるよう努めます。ただし、必ずしもお客様の希望日に変更することができない場合がありますが、この場合であっても上記変更の申出から1週間以内に新たな撮影実施日を確定していただく必要がありますのでご了承ください。なお、もし変更の申出から1週間以内に新たな撮影実施日が確定されなかった場合には、変更の申出は撤回されたものとみなし、当初の撮影実施日が維持されるものとします。

第6条（撮影実施日変更後の解約）

- 1 お客様が、撮影実施日の変更後に本契約を解約される場合、第4条に定める解約料を申し受けます。
- 2 前項の解約料を算定する場合、当初の撮影実施日と日程変更後の撮影実施日（複数回、日程変更している場合には、その全ての日を対象とします。）のうち、解約の意思表示をした日と最も近接している日を、解約料の起算日となる撮影実施日とします。

第7条（お持込み・お手配）

- 1 弊社では事故を防止するために、お客様が、当スタジオに弊社指定の業者以外によるカメラマン（写真・ビデオ）や着付（アテンド）を立ち入らせることや、弊社指定のもの以外の手配物を持ち込むことを固くお断りしております。ただし、弊社が許可した場合はこの限りではありませんが、この場合でも、弊社が認める演出に関する機材の搬出入、設置等については当スタジオ係員の指示に従ってください。
- 2 お客様が、前項に違反した場合、弊社は、対象となるサービス等の対価相当額の違約金を請求させていただくことがあります。

第8条（当スタジオにおける事故、盗難、損害）

- 1 弊社は、当スタジオにおいて、現金等の貴重品のお預かりはお断りします。また、管理において生じた事故や盗難については弊社の故意または重過失による場合を除き責任を負いかねますので、十分にご注意ください。

- 2 お客様、新郎新婦、ご親族等、これらの関係者（以下、合わせて「撮影関係者等」といいます。）の故意または過失により施設または備品の破損・汚損等の損害を与えた場合、お客様に対して、原状回復または同等品の購入費を請求させていただくことがあります。

第9条（免責事項）

弊社は、次の各号のいずれかの事由により、撮影等関係者が被った損害については、一切の責任を負わないものとします。ただし、弊社に故意または重過失が認められる場合はこの限りではありません。

- (1) 天災地異、火災、感染症法第6条に定められている感染症（以下「感染症」といいます。）の蔓延もしくはそのおそれがある事由の発生、または、その他の災害などの不可抗力（以下、合わせて「不可抗力」といいます。）により、当スタジオの使用が物理的または事実上不可能になった場合
- (2) 天災地異・火災・その他災害・盗難・破損等によりお客様が予めご指定いただいた衣装が使用できなくなった場合（なお、この場合、お客様に同等の衣装をお選びいただくものとしますが、ご希望する衣装を着用いただけない場合もあります。）
- (3) 法令もしくは条例の施行または公権力の行使、関係官庁の指導等による当スタジオの収用・取り払い・使用禁止等の事由が発生した場合
- (4) 弊社が関与できない外部環境の変化・変更があった場合

第10条（禁止事項）

お客様は、次の各号に掲げる行為を行ってはならず、また、第三者をして行わせてはなりません。

- (1) 悪臭・異臭を発生する物の持込み
- (2) 刃物類の持込み
- (3) 発火もしくは引火性のある物品または危険物の持込み
- (4) 大音響を発生する物の持ち込み
- (5) 当スタジオの備品等の移動、損傷または汚損する行為
- (6) 撮影に関して弊社または弊社の手配した業者の作成した一切の資料（打合せの際にお示しした書面などを含みますが、これらに限りません。）、弊社の内部資料及び動画等を第三者に開示または提供すること（インターネット及びSNS等にアップロードする場合も含みます。）
- (7) 当スタジオの利用目的から逸脱する態様での利用
- (8) 本契約、法令または公序良俗に反する行為及び他のお客様のご迷惑になるような言動

(9) 第13条に定める反社会勢力や暴走族・過激な特殊団体等の加盟者・関係者の利用

(10) その他法令で禁止されている行為及び公序良俗に反する行為

第11条（感染症・伝染病等の対応）

- 1 感染症の拡大防止のため、撮影関係者等について、撮影実施日より起算して14日以内に、感染症の諸症状、感染症を疑わせる嘔吐・下痢・発熱（食中毒を含みますがこれに限られません。）等が認められた場合は、当該症状の発症者及び当該発症者との密接な接触等により当該発症のおそれが客観的に認められる者（以下、本条において、合わせて「発症者等」といいます。）については、撮影関係者等及び他のお客様等の健康の安全を守るため、理由の如何を問わず、撮影には参加いただけないものとします。
- 2 お客様は、撮影関係者等に、前項で定める症状が認められた場合には、ただちに当スタジオに連絡しなければなりません。
- 3 第1項に定める事由が発生したことを理由に、お客様が本契約を解約された場合は第4条に定める解約料、撮影実施日を変更された場合は第5条に定める変更料を申し受けます。
- 4 新郎新婦、または、そのご両親のいずれかについて、撮影実施日より起算して14日以内に、感染症の諸症状、感染症を疑わせる嘔吐・下痢・発熱（食中毒を含みますがこれに限られません。）等が認められた場合、第5条1項第1文にかかわらず、お客様は撮影実施日の変更をすることができるものとします。なお、この場合、お客様は、第5条1項の定めにしたがい、新たな撮影実施日を確定していただくとともに、弊社において手配済みの実費（お客様から申込みを受け発注、製作した商品及び販売済商品の販売価格相当の総額（消費税込み））及びロケーション申請料等をお支払いいただきますのでご了承ください。
- 5 第1項に定める事由が発生したにもかかわらず、①発症者等が撮影の全部または一部に参加された場合、②発症者等が撮影の欠席を約束していただけない場合、または、③お客様が、故意または過失により、第2項のご連絡を怠った場合には、撮影関係者等及び他のお客様等の健康の安全を守るため、弊社は、本契約を解約、または、撮影実施日を弊社において変更可能な日に変更させていただくことがあります。その場合、第4条に定める解約料に相当する金額または第5条に定める変更料に相当する金額を、解約料または変更料としてお客様にお支払いいただくものとします。

第12条（解約または終了）

- 1 撮影実施日までに次の第1号から第3号のいずれかに該当する事由が発生した場合、本契約を弊社より解約させていただく場合があります、また、第4号に該当する場合には本契約は当然終了いたします。
 - (1) 撮影関係者等が、法令または公序良俗に反する行為を行った場合
 - (2) お客様が本契約に違反する行為があった場合
 - (3) 本契約に基づきお客様が弊社に対して支払うべき金員の支払いを遅滞した場合
 - (4) 不可抗力により当スタジオの使用が物理的または事実上不可能になったと弊社が判断した場合
- 2 前項第1号ないし第3号の場合、第4条に定める解約料をお支払いいただきます。

第13条（反社会的勢力の排除）

お客様は弊社に対し、次の各号の事項を確約していただきます。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
- (3) 撮影に反社会的勢力を出席させないほか、一切関与させないこと

第14条（当スタジオの改修・改装）

弊社が、当スタジオの改修・改装を行う場合は、できる限り、事前にその予定をお客様に告知しますが、事前に告知できなかつたときでも、撮影は実施させていただきます。

第15条（約款の変更）

- 1 弊社は、民法548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。
- 2 弊社は、前項の変更を行う場合は、あらかじめ通知その他相当な方法で、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期を周知します。

第16条（個人情報保護）

- 1 弊社は、当スタジオをご利用いただく撮影関係者等の個人情報について、個人情報保護法及び同法に関する法令ガイドラインを遵守したうえで、適切に取得し、管理を厳正に行う等、その取扱いについては細心の注意を払っております。

2 弊社は、弊社グループをご利用いただくお客様に対し各種イベントやサービスのご案内をさせていただきます。不要の場合は、弊社グループより送られるご案内へ不要の旨ご連絡お願いいたします。

第17条（損害賠償）

お客様が本契約に関連して弊社または第三者に損害を及ぼした場合、お客様はその損害（直接的損害及び通常損害のみならず、通常予見される弁護士費用、逸失利益、事業機会の喪失、事業の中断によって生じる損害を含みます。）のうち、お客様の故意または過失により生じたものについて、賠償する責任を負うものとします。

第18条（遅延損害金）

お客様が、本契約に基づく弊社に対する債務のお支払いを怠った場合、年14.6%の割合による遅延損害金（年365日とする日割計算）をご請求させていただきます。

第19条（管轄合意裁判所）

本契約または本約款に基づく一切の紛争については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所といたします。